

第 2 回検討会の概要

令和 7 年 1 月 3 0 日

洋上風力発電におけるモニタリング等に関する検討会（第 3 回）

環境省大臣官房環境影響評価課

経済産業省産業保安・安全グループ電力安全課

第2回検討会の概要

- 第2回検討会では、事業者が行うモニタリング等の内容として以下について説明し、御意見をいただいた。
 - (1) 想定されるモニタリング項目の整理
 - (2) 事業者が行うモニタリングの具体的な内容

第2回検討会でいただいた主な御意見

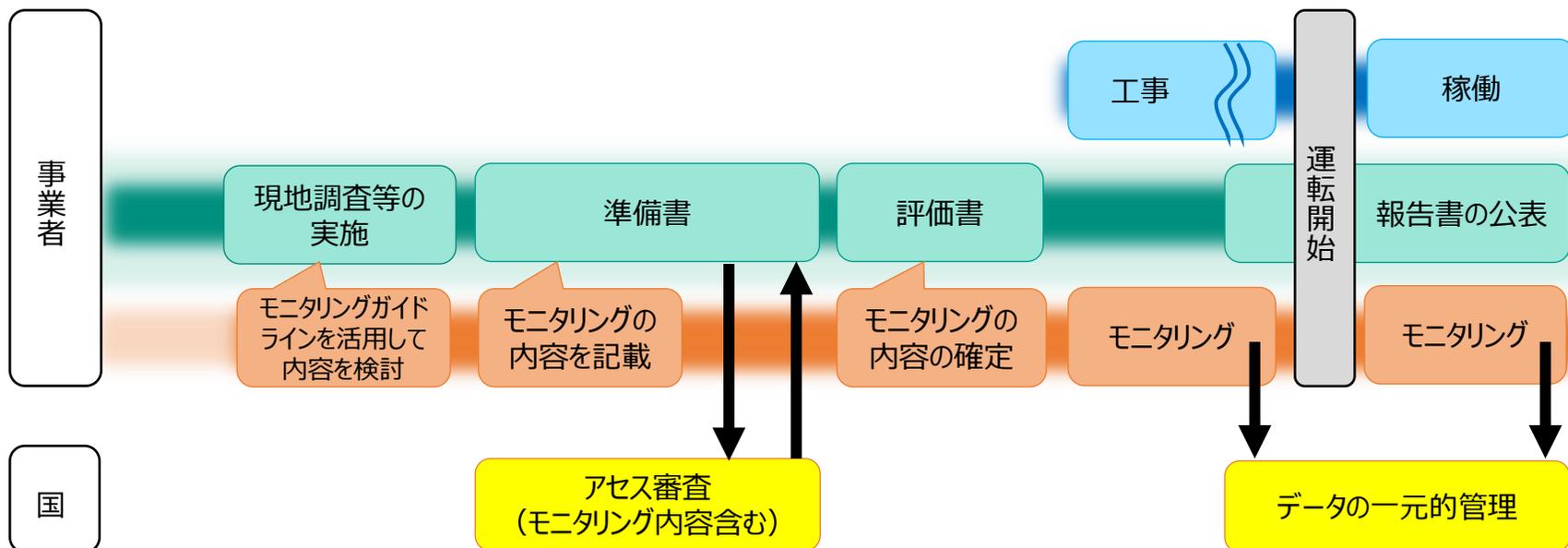
事業者が行うモニタリング内容の妥当性についてどのように担保するのか説明いただきたい	資料1
海外（台湾）における洋上風力の取組について説明いただきたい	
事業者が行うモニタリングの内容について記載を修正・検討いただきたい（個別意見多数）	資料2 議事（1）
モニタリング結果を誰がどのように評価するのがあらかじめ検討しておくことが必要である	資料3 議事（2）
モニタリングの全体スキームを見直す仕組みが重要であり、検討が必要である	
モニタリング結果をどのような追加的環境保全措置に展開するのか想定することが必要である	

第1回検討会でいただき、第3回検討会で説明・検討する御意見

モニタリングデータの一元的管理の方法や分析の手法に関してスキームの検討が必要である	資料3 議事（2）
今回作成されるガイドラインで求められる内容が遡及適用されるものなのか示す必要がある	
追加的な環境保全措置のトリガーはあらかじめ定めておくことが重要である	

環境影響評価手続におけるモニタリングの位置付け

- 「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（一次答申）」において、「選定事業者は（中略）ガイドラインを踏まえ、環境影響評価手続を通じて必要と考えるモニタリングの内容及びモニタリングによって重大な環境影響が明らかになった場合の順応的な取組方法に関する事業者としての考え方を環境影響評価準備書に記載の上、意見聴取手続等を経て、環境影響評価書においてその内容を決定していくことが適切である。」としている。
- したがって、事業者が実施するモニタリングの内容は、今回取りまとめるガイドラインを参考とし、事業者が準備書にその内容を記載し、準備書・評価書手続における環境影響評価の結果を踏まえて、個別のサイトの特性を踏まえたモニタリングの内容を確定する。
- また、その結果については報告書において公表することとなる。なお、その内容等については議事（2）「モニタリングデータの取扱い及びモニタリング結果の活用について」において議論することとしたい。

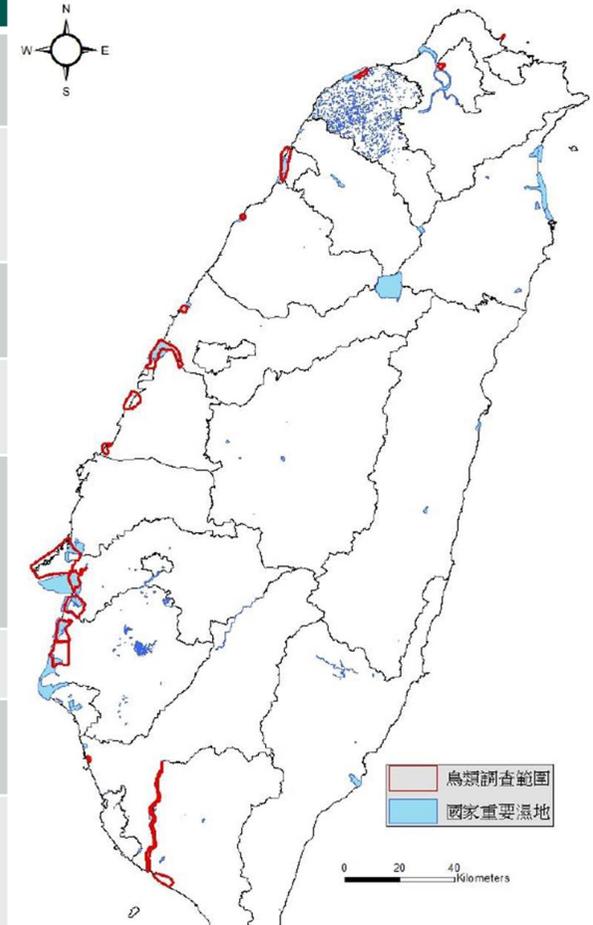


海外（台湾）における洋上風力の取組について

- 第2回検討会で、台湾の取組を紹介され、「第2ラウンド後、台湾政府は、環境及び社会紛争や、関係者間に生じたコミュニケーションの課題に対処するために戦略的環境アセスメント（SEA）が必要であると判断し、第3ラウンドを対象に台湾経済省がSEAを実施し、台湾環境省が審査した。」とあるが、その経緯について、整理いただきたい。
- 台湾においては、第2ラウンドまでに設定された事業区域が、重要な漁場と重複していたために漁業関係者からの反発があったこと、台湾西海岸地域に生息する海生哺乳類（シナウスイロイルカ）の生息域や希少な渡り鳥（クロツラヘラサギ）の渡りルートと重複していたことによる生態系への影響が懸念されたことなどを踏まえて、第3ラウンドのゾーニングの際に台湾経済省がSEAを実施した。
- SEAの実施にはベースラインの情報が必要である。台湾ではどのようなベースラインの情報を基にSEAが実施されたのかについて、整理いただきたい。
- 台湾におけるSEAの実施にあたって利用された情報は、工業技術研究院（ITRI）主導で実施された政府の研究プロジェクトの報告書（2013年作成）などが挙げられる。当該研究プロジェクトでは、鳥類、魚類、地質、漁業、航路等に関する内容が含まれている。このうち、鳥類については、西側沿岸域の18か所（主に河口、重要な湿地等を含む沿岸地域）で調査が実施され、調査地ごとに個体数、重要な種の選定基準、種数、渡り区分などが整理されている。

(参考資料) 台湾におけるSEAに用いられたベースライン情報

項目	小項目	情報源
地形地質	水深、地質、活断層、堆積層厚	・既存の政府および学術研究による研究報告書
海象	沿岸の潮流、波浪	・交通省中央気象署（交通部中央氣象署：Central Weather Administration）及び運輸技術研究センター（運輸技術研究中心：Taiwan Transportation Technology Research Center）による定期的な調査
風況	風向、風速	・工業技術研究院（Industrial Technology Research Institute：ITRI）、NEDOに類似した組織）が提供する公開シミュレーションデータ
鳥類	沿岸及び湿地における鳥類	・工業技術研究院（ITRI）が行った鳥類保全に関する研究プロジェクトの報告書（報告書は非公開）
魚類・底生生物	河口域、潮間帯、沿岸域	・工業技術研究院（ITRI）が行った海洋生態研究プロジェクトの報告書（報告書は非公開） ・沿岸域プロジェクトに関する環境影響評価およびモニタリング報告書（例：長期的な生態研究、火力発電所の環境影響評価およびモニタリング報告書等）
海生哺乳類	シロイルカ	シロイルカの生息地を特定する政府の研究プロジェクト(2008-2014)
漁業	漁法、年間漁獲量	工業技術研究院（ITRI）が行った洋上風力発電所と漁業の協力的開発研究プロジェクトの報告書（報告書は非公開）
保護地区	陸上生態保全区域	法令（国立公園法、野生生物保護法、漁業法など）で定められた保護区域または環境重要区域、又は海洋保護局が指定するシロイルカの重要な生息地地域



工業技術研究院（ITRI）が行った研究プロジェクトの報告書は非公開であるが、SEA図書での記載等を基に整理すると、鳥類保全に関する報告書については以下のような内容が判明している。

- ・台湾の西部沿岸域の計18カ所（主に河口、重要な湿地等を含む沿岸地域）を調査した（右上図の赤色部分）。
- ・SEAでは、地点ごとに個体数、レッド区分、種数、渡り（夏・冬）・留鳥・外来等の区別等の情報がまとめられている。
- ・調査手法・期間は不明だが、サシバの移動経路追跡のためにレーダーを使用した旨の記載が確認された。

（出典：環境省調べ）

第3回検討会で御議論いただきたい事項

- 第3回検討会では以下の2点について、御議論いただきたい。

(1) 事業者が行うモニタリングの具体的な内容（修正案）

第2回検討会で示した事務局案について、いただいた御意見を踏まえて整理したため、改めて御確認いただくとともに御議論いただきたい。

(2) モニタリングデータの取扱い 及び モニタリング結果の活用について

事業者が実施したモニタリングデータを国が一元的に管理・分析する仕組みについて整理した事務局案を御議論いただきたい。また、個別事業においてモニタリング結果を活用する場合の考え方について整理した事務局案を御議論いただきたい。

● 検討スケジュール・検討内容

- 第1回（令和6年7月30日）：検討の背景と今後の検討方針、モニタリング等に関する基本的な考え方
- 第2回（令和6年10月28日）：事業者が行うモニタリング項目の確認、モニタリングの具体的な内容
- 第3回（令和7年1月30日）：モニタリングの具体的な内容の確認、モニタリングデータの取扱い、
個別事業におけるモニタリング結果の活用
- 第4回（令和7年3月中）：ガイドライン案の取りまとめ